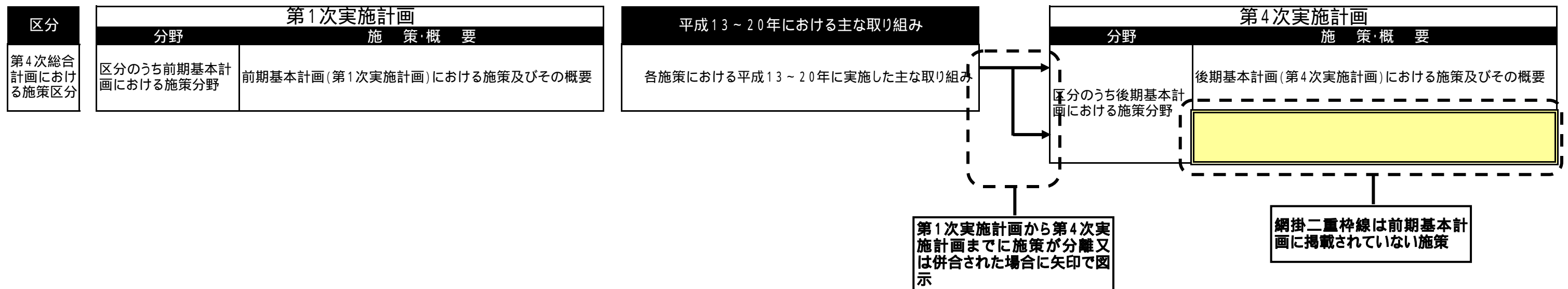


第4次総合計画に係る主な取り組み

表の見方



区分	第1次実施計画		平成13～20年における主な取り組み	第4次実施計画	
	分野	施策・概要		分野	施策・概要
都市基盤	(1)市街地の整備	<p>市街地の整備 秩序ある市街地整備を進めるため、土地区画整理事業の促進、用途地域の見直し、地区計画制度の活用を図ります。 また、「核づくり構想」について引き続き研究を進めます。</p> <p>利用しやすい環境づくり 道路や不特定多数の人が利用する施設のバリアフリー化(障壁除去)に努めるとともに、すべての人が暮らしやすい環境づくりをめざします。</p> <p>都市景観形成の推進 都市マスタープランの景観形成方針に基づき景観形成に対する意識啓発に努めるとともに、景観形成モデル地区を設定して具体的な手法の研究を進めます。</p>	<p>土地区画整理事業を促進した。 ・金子吉原地区 H13/11 第5回線引き 一般保留区域 H18/5 地権者アンケート実施 H19/8 地権者記名アンケート実施 第6回線引きにおいて、「特定保留区域」として設定調整 ・金手第二地区 H13/11 第5回線引き 一般保留区域 H19/5 地権者記名アンケート実施 第6回線引きにおいて、保留区域から除外することで調整 核づくり構想について見直しの方向で調整した。 (区画整理事業とは別に検討することで調整) 市街化調整区域の幹線道路沿道の地区計画の導入を県に要望した。</p> <p>道路整備においては、バリアフリー化に努め実施した。特に、通学路である「町道18号線」、「町道7号線」については、バリアフリー化を施した歩道整備を行った。</p> <p>平成13年11月30日に、県により酒匂縦貫道路沿道が広告景観形成地区に指定された。</p>	(1)市街地の整備	<p>新たな市街地の整備 良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業などの促進を図ります。</p> <p>地域特性に配慮した住環境整備 それぞれの地域特性に配慮した人にやさしくゆとりとうおいのある住環境整備を推進するため、地区計画の推進と新たな活用を検討します。</p> <p>景観の保全 富士箱根連山、丹沢山系、酒匂川の松並木など優れた自然景観を保全するため、景観法に基づく様々な取り組みの研究を推進します。 また、広告景観形成地区制度の普及啓発・規制誘導と新たな区域への適用を検討します。</p> <p>町民参加によるまちづくり 自然環境と住環境が調和したまちづくり、人にやさしくゆとりのある空間づくり、水と緑にふれあえるうおいのあるまちづくりの実現に向けて、町民参加によるまちづくり施策を研究します。</p>
	(2)道路	<p>幹線道路の整備 国道255号、県道小田原松田線などの歩道整備や県道秦野大井線など既存幹線道路の未改良区間の整備を県に要請します。 また、酒匂川左岸縦貫道路の早期完成を県に要請します。</p> <p>町道の整備 町道の安全性、利便性の向上をめざして、計画的な整備を図ります。</p>	<p>国道255号、県道小田原松田・松田国府津の歩道整備や県道秦野大井線など既存幹線道路の未改良区間の整備について、「県の施策・予算に関する要望」等において県に要請した。 酒匂川左岸縦貫道路の早期完成については、1市2町で構成する「酒匂川左岸縦貫道路等道路建設促進協議会」において活動を展開した。 国道255号:歩道改良中 県道秦野大井バイパス:整備中 (都)金・開・和線:「酒匂川2号橋」を整備中</p> <p>道水路の維持補修、改良、舗装、交通安全施設工事を、継続的かつ計画的に実施した。結果、町道の改良率は、66.3%から72.5%に、また、舗装率は、90.4%から93.2%と改善された。</p>	(2)道路・水路	<p>幹線道路の整備 本町の新たな東西連絡道路となる都市計画道路金子開成和田河原線及び県道秦野大井線(篠窪バイパス)の早期完成の要望活動などにより、幹線道路網の整備を促進します。</p> <p>道路の整備 道路・交差点の改良や歩道設置、歩道・車道の分離などにより交通安全対策を計画的に推進し、誰もが安心して利用できる道路の整備を図ります。 また、JR御殿場線と交差する道路の改善を図るため、JRと引き続き調整を進めます。</p> <p>水路の整備 近年の台風やゲリラ的な豪雨、都市化に伴い増加する雨水に対応するための水路を整備するとともに、ボトルネック状になっているJR御殿場線と交差する水路の改善を図るため、JRと引き続き調整を進めます。</p>

区分	第1次実施計画		平成13～20年における主な取り組み	第4次実施計画	
	分野	施策・概要		分野	施策・概要
	(3)上・下水道	上水の安定供給 水源や配水管など施設の整備を図ります。 また、関係機関と連携して、足柄平野の地下水の状況について調査を進めます。	施設や設備の経年劣化に伴い、平成16年度に第1浄水場の改良・更新工事、平成18年度に第5号水源の取水ポンプの交換工事、根岸山配水池老朽化更新・改良工事、中央監視装置更新を行った。また、平成13年度から平成18年度の間に県道栢山停車場曾我線の老朽化した配水管557.8mの布設替え工事を行った。 平成20年度に漏水探知機による漏水調査を実施し、無収水の原因追求に努めた。 原水、浄水の水質検査と取水井戸の水位を定期的に観測し、地下水の状況を監視している。	(3)上水道	水源の保全 人口増加や産業の拡大による給水量の増加に対応した水源の確保を図るとともに、水道水源の保全に努めます。
		下水道の整備 市街化の進展や地域の状況に合わせて計画的に公共下水道の整備を進めるとともに、供用区域内の水洗化を促進します。 酒匂川流域下水道の維持管理に対する市町の負担金について、県や関連する市町と見直しを行います。 また計画区域外の地域について地域にあった生活排水処理施設の研究を進めます。			施設の整備及び管理 老朽化した配水管の更新を図るとともに、技術の高度化や施設の耐用年数等に配慮した浄水場施設の更新・改良を推進します。 また、適正な維持管理のための管理システムの拡充を推進します。
	(4)鉄道・バス	輸送力の増強 JR御殿場線、小田急線を利用しやすいものにするため、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議などを通じて関係機関に働きかけます。 バス交通を利用しやすいものにするため、近隣市町と連携して関係機関に働きかけます。 また町内循環バスの導入について研究を進めます。	平成13年には市街化区域の整備がほぼ終了し、順次市街化調整区域を進めている。また、供用開始区域内における水洗化率については、戸別訪問等を行い3.0ポイント上昇し、95.5%となった。 流域下水道の維持管理負担金については、県や関連する市町とともに3年ごとに見直しを行ない、事業の縮小、先送り又は削減等を検討し、負担金の削減に努めた。 生活排水の処理方法については、平成14年度の町の基本計画の見直しに伴い、下水道処理区域と合併処理浄化槽処理区域に分類した。	(4)下水道	経営の効率化・健全化 業務委託やコスト縮減など水道経営の総点検を行い、経営の効率化・健全化を図るとともに、水道料金の適正化に努めます。
		駅周辺の整備 JR御殿場線の駅周辺において駐輪場などの整備を進めます。			節水意識の高揚 限りある水資源の維持と有効利用を図るため、町民の節水意識の高揚・啓発を推進します。
				(5)鉄道・バス	汚水処理対策 公共下水道の整備を計画的に推進するとともに、供用を開始した区域の水洗化率の向上を図ります。
					計画的管理 下水道施設の定期点検や清掃の実施により、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、酒匂川流域下水道維持管理計画及び維持管理負担金の見直し協議を進め、増大する施設の維持管理と適切な運営を推進します。
					輸送力の増強 鉄道においては神奈川県鉄道輸送力増強促進会議などによる要望活動を継続して行うとともに、バスにおいては事業者との連携を強化するなど、町民の意向を踏まえた公共交通のあり方について検討し、関係機関へ働きかけていきます。
					利用しやすい環境づくり JR御殿場線上大井駅、相模金子駅周辺における通路、駅施設のバリアフリー化など、高齢者や障害者に配慮した、誰もが安心・便利に利用できる環境整備について、引き続きJRと調整を図るとともに、駐輪場の適正な管理を行います。

区分	第1次実施計画		平成13～20年における主な取り組み	第4次実施計画	
	分野	施策概要		分野	施策概要
	(5)公園・緑地	<p>公園の整備 地域住民の協力を得ながら身近な公園の整備・維持管理を図ります。 また、新たな公園の整備について研究を進めます。</p> <p>緑地の保全 関係機関と連携して丘陵地などの緑地の保全を図るように地権者に協力を要請します。</p> <p>緑化推進運動の推進 各種団体の協力を得ながら町の花「すいせん」の普及など緑化推進運動の展開を図ります。</p>	<p>平成16年度には、上大井自治会との協働による上大井駅前公園の管理を開始し、金手児童公園については、金手地区の住民とワークショップを開催し、公園のあり方や再整備について検討を行った。平成20年度においては、今後の町における公園、緑地の確保や整備の方針等を定める緑の基本計画を改定した。</p> <p>平成20年度に改定した緑の基本計画において、丘陵地西側の斜面緑地あとを重要な緑地として位置付けるとともに、その保存を図るべき地区とした。</p> <p>平成19年度から地域緑化制度を導入し、公共施設の緑化に協力する団体や個人に対して、種苗の提供若しくは苗購入代金の補助を行っている。</p>	(6)公園・緑地	<p>公園の整備 地域特性である農業景観や原風景を活かしながら、「おいゆめの里」や「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり」とあわせて、町民が身近に利用できる公園づくりを推進します。 また、町民ニーズを踏まえた町民参加による公園整備や町民参加型公園管理を推進します。</p> <p>緑地の保全管理 丘陵地西側の斜面緑地について、継続的な管理を要請し、町民の憩いの場としての良好な緑環境の維持を図ります。 また、菜の花畑づくりや地域緑化制度など、様々な場面における緑化活動の推進や緑化協力体制の強化を図ります。</p> <p>「おいゆめの里」づくりの推進 「いこいの里・相和」整備事業の拠点となる「おいゆめの里」の整備を推進するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら身近な里山環境の保全を図ります。 また、自然・農業・農産物を活用した様々な地域活動やイベントの実施、学校と地域の連携による学習活動、勉強会などをとおして、町民主体の地域づくりや活性化に向けた施策の研究を推進します。</p>
生活環境	(1)資源循環型社会への対応	<p>地球環境問題への意識啓発 豊かな自然環境の保全に取り組むとともに、身近なところから地球環境を守り資源循環型社会を築いていくように意識啓発に努めます。</p> <p>ごみの減量化と資源化の推進 町民、事業者のごみ問題に対する意識啓発に努めます。 また、ごみの分別収集を推進するとともに、事業者には使い捨て容器や過剰包装を減らすように働きかけます。</p> <p>廃棄物の適正処理 近隣市町と連携して設置しているごみ処理施設の公害防止対策を進めるとともに、施設運営の効率化に努めます。 また、広域的な施設整備に向けて関係機関と検討を進めます。</p>	<p>子ども会などの団体が行う資源回収活動に対して補助金を交付している。 環境家計簿の配布、環境にやさしい買物キャンペーンの推進等により、家庭における環境にやさしい行動の促進を図りました。 < (2) へ ></p> <p>平成14年度から剪定枝の収集及び破砕処理事業を開始した。 平成16年度からその他プラスチックの分別収集を開始した。</p> <p>足柄東部清掃組合大井美化センターにおいて、平成13年度に排ガス高度処理施設整備等を行った。ごみ処理広域化については1市5町で継続的な検討を行っている。</p>	(1)資源循環型社会への対応	<p>ごみの減量化に対する意識啓発 町民や事業者へのごみ問題に対する意識の啓発を図り、ごみの発生抑制を推進します。</p> <p>ごみの再資源化 ごみの分別収集の徹底による再資源化を推進します。</p> <p>環境に配慮したごみの適正処理 環境に配慮したごみの適正処理を図るため、足柄東部清掃組合をはじめとする処理施設の整備・充実を図るとともに、ごみ処理の広域化を検討・推進します。</p>

区分	第1次実施計画		平成13～20年における主な取り組み	第4次実施計画	
	分野	施策概要		分野	施策概要
	(2)環境・衛生対策	環境の保全 町、町民及び事業者が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、環境基本計画を策定します。	平成15年3月に環境基本計画を策定し、この目的を実現するため具体的な行動に結びつけるため環境行動計画を平成16年3月に策定した。さらに、町自らの事業活動に伴う環境負荷を低減するため、地球温暖化の防止と環境に配慮した行動の推進を目的とする庁内環境配慮行動計画を平成16年12月に策定した。	(2)環境・衛生対策	環境の保全及び創造 大井町環境基本計画などに基づき、町民・事業者との連携のもと、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
		環境の美化 不法投棄防止対策を進めるとともに、地域住民の協力を得ながら散乱ごみ対策を進めます。 また、美化運動への支援など環境美化の推進を図ります。	不法投棄防止対策として足柄上地区1市5町で連携してパトロールや投棄物の撤去を行っている。美化運動を行う自治会に助成金を交付している。町内における環境衛生に支障のある箇所の巡回、不法投棄物の撤去等のため環境パトロールを行っている。 町内及び酒匂川流域での環境美化及び意識啓発のため、クリーンキャンペーン及び酒匂川統一美化キャンペーンを行っている。		地球温暖化、環境汚染の防止 事業者に対して公害の発生防止や公害発生の早期対応、周辺地域と調和した操業環境づくりなどの指導を実施するとともに、町民への適切な情報の提供を推進します。 また、省エネルギー化の奨励や自動車利用の抑制など、町民にわかりやすい環境事業を積極的に活用し、環境負荷の少ないまちづくりに向けた協働の取り組みを推進します。
		公害の防止 事業所などに対して大気・水質の保全や騒音・悪臭などの公害防止対策の指導を徹底します。 また、公害を未然に防ぐため監視体制の強化に努めます。	公害苦情の相談があった場合は直ちに現地を確認し被害の拡大を防止するとともに、県と連携して原因者に対する指導を行っている。 県とともに指定事業所の立入調査を定期的実施している。		自然環境の保全 町の貴重な財産である自然環境の保全を推進します。
		し尿処理施設・浄化槽の適切な維持管理 近隣市町と連携して設置しているし尿処理施設の適切な維持管理を図るとともに、施設運営の効率化に努めます。 また、戸別浄化槽の適切な維持管理を行うように意識啓発に努めます。	足柄上衛生組合において、平成20年度に汚泥発酵分解処理施設を整備した。 合併処理浄化槽の適正な維持管理のために補助金を支出している。		し尿処理施設・浄化槽の適切な維持管理 生活排水による公共用水域の汚染防止のため、適正な生活排水処理対策を推進するとともに、し尿処理施設の適正な維持・管理を推進します。
		環境問題に対する意識啓発として、平成13年から環境展を隔年で実施している。			環境の美化 町民や事業者による自発的な環境美化運動を支援・促進するとともに、不法投棄防止対策などの充実を図ります。
					広域斎場の整備 現在委託している施設の老朽化に伴い、周辺市町とともに広域斎場建設の具体的な調査研究及び検討を行い、整備の推進を図ります。
					意識啓発及び情報提供 町民や事業者に対し、環境に関する適正な情報を提供するとともに、環境展をはじめとする様々な機会や学校等と連携した環境教育などをとおして、環境問題に関する意識の啓発を図ります。

区分	第1次実施計画		平成13～20年における主な取り組み	第4次実施計画	
	分野	施策概要		分野	施策概要
町民の安全	(1)防災・消防	防災意識の高揚 町民の参加を得ながら定期的に防災訓練を実施するとともに、応急救護方法など災害時対応の知識や自然災害に関する情報提供に努めます。 また、関係機関と連携して防災行政無線など災害時の情報連絡体制の充実を図ります。	毎年防災訓練を実施し、平成19年及び20年には避難所宿泊体験訓練を実施した。 防災講演会を開催した。 地域防災計画を更新し、また、防災マニュアルを更新し全戸配布した。 町防災行政無線をデジタル化また、県防災行政通信網のデジタル化及び衛星通信化を図り連絡体制の充実を図った。	(1)消防・救急対策	消防体制と消防施設の充実 組合消防及び消防団の充実強化と連携により消防体制の更なる充実を図るとともに、消防水利の確保や老朽化した施設・器具の更新・維持管理など、消防施設などの充実を図ります。
		防災施設の整備 非常用飲料水貯留槽など防災施設の整備を図るとともに、自主防災組織への支援を進め、防災資機材の充実に努めます。			防火意識の高揚 広報活動の充実など、消防団との連携により、町民の防火意識の高揚を図ります。
		消防・救急体制の整備 近隣市町と連携して常備消防の充実を図るとともに、町消防団の今後の体制について検討を進めます。 また、広域的な連携により災害時の医療救護体制の整備を図ります。	毎年、計画的に消火栓を設置し、また、自治会からの設置要望により防火水槽の設置を行い消防水利の充実を図った。 自主防災組織リーダー研修を毎年実施し、また、自主防災組織の資機材整備の充実を行った。		救急体制の強化 高齢化社会や高度医療に対応し、医療機関との連携の強化を図るとともに、災害時の医療救護体制の整備を推進します。
		災害対策の推進 関係機関と連携して急傾斜地崩壊防止対策などを進めるとともに、砂防指定地の整備を県に要請します。	常備消防における訓練等に参加し、町消防団の技術等の強化を図った。	(2)地域防災対策	地域防災計画の推進 大井町地域防災計画に基づく計画的な防災対策を推進します。
			急傾斜地崩壊防止対策で、篠窪日陰地区が平成14年度に危険区域の指定を受け、14年から24年度計画で事業が進められた。		防災体制と防災施設の充実 災害時における幹線道路やライフラインの分断などを踏まえた防災拠点の整備推進など、防災施設の充実を図るとともに、自主的なコミュニティ活動の促進、自主防災組織におけるリーダーの育成など、防災体制の充実を図ります。
					防災意識の高揚 新潟県中越地震などの経験を踏まえ、自然災害に関する適正な情報の提供を図るとともに、ホームページや広報など様々なメディアを活用して防災意識の高揚を図ります。 また、総合防災訓練の実施などをおして、応急対策などの対応知識の提供を推進します。
					災害に強いまちづくりの促進 地震などの自然災害を想定し、緊急輸送路の確保など、災害に強い都市整備を推進します。 また、急傾斜地崩壊危険地域においては適切な対応措置を促進します。

区分	第1次実施計画		平成13～20年における主な取り組み	第4次実施計画	
	分野	施策概要		分野	施策概要
	(2)防犯・交通安全	防犯対策の推進 関係機関と連携して防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯の設置を進めます。	毎年、各種防犯キャンペーンを実施した。毎年、自治会からの防犯灯設置要望により防犯灯を設置した。防災行政無線、回覧、広報や安心メール等により防犯意識の高揚を図った。	(3)防犯対策	防犯体制の充実 警察などの関係機関との連携のもと、自主的な防犯ボランティアの支援・強化など、地域ぐるみの防犯体制の充実を図ります。 また、防犯灯の設置など、夜間犯罪につながる有害環境の浄化を推進します。
		交通安全対策の推進 関係機関と連携して交通安全意識の高揚に努めるとともに、カーブミラーなど交通安全施設の整備を図ります。			交通指導隊を中心に関係機関等と連携し、各種交通安全運動やキャンペーンを実施した。幼稚園や学校等における交通安全教室の支援を実施した。毎年、自治会からのカーブミラー等の設置要望によりカーブミラーや路面表示の補修等を実施した。
	(3)消費生活	消費生活 消費者意識の啓発に努めるとともに、消費生活相談の充実を図ります。	南足柄消費者センターの相談体制強化を図った。消費生活関係の講演会やキャンペーンを実施し、消費者意識の高揚を図った。	(5)消費生活	消費者の保護 消費生活の安定・向上を図るため、南足柄市消費生活センターを中心とした相談体制の充実を図るとともに、あらゆる機会を活用して消費者意識の高揚を図ります。 また、関係機関との連携のもと、適切な情報の収集・提供を図るとともに、自主的な消費者団体の育成に向けて支援をしていきます。
	(4)個人情報の保護	個人情報の保護 個人情報を適正に保護しながら、「戸籍・住民登録事務」などの情報システム化を進めます。	平成15年1月1日に大井町個人情報保護審査会を設置した。審査会は年1回定期的な運用報告を行っているほか、異議申立てが提出された場合や条例改正を行う場合などに随時開催している。 戸籍関係：平成13年10月より電算化となる。これにより戸籍事務の迅速化、正確性が確保された。 住民登録：平成14年8月に住民基本台帳ネットワークシステムが構築され、区域を越えた住民サービスが可能となった。平成15年8月に公的な身分証明書となる「写真付住民基本台帳カード」を希望者に交付できるようになった。	(6)個人情報の保護	個人情報保護条例制度の充実 情報技術の進展に柔軟かつ適切に対応し、個人の情報を適切に保護するルールとして、個人情報保護条例制度の充実を図ります。

区分	第1次実施計画		平成13～20年における主な取り組み	第4次実施計画	
	分野	施策概要		分野	施策概要
健康	(1)健康づくり	健康づくり活動の推進 健康づくりに関する情報提供や各種健康講座の実施などにより、自主的な健康づくりの支援を図ります。	平成16年度より食生活改善事業を開始し、女子栄養大学の協力を得ながら学校・ボランティア等と協同で食育事業を開始した。 平成18年度よりしあわせクッキング事業開始。 平成19年度より食育シンポジウム開催・心の健康づくり教室の開始。	(1)健康づくり	健康づくりの推進 栄養・運動・休養・心の健康・たばこ・アルコール・歯の健康などの情報を提供して健康に関する意識の啓発を図り、生涯を通じた健康づくりを推進していきます。
		健康診査の充実 各種健康診査の充実に努めるとともに、各種予防接種の効果的な実施を図ります。			平成15年度より一般健康診査(30代)を集団から医療機関に委託。 平成14～18年度に肝炎ウイルス検査を節目健診で実施。以後40歳を対象に継続実施。 平成16年度より乳がん健診にマンモグラフィ検査を導入。 平成17年度より乳がん施設健診を開始。子宮がん健診の対象を20歳から引き下げ。 高齢者の医療に関する法律の施行に伴い、平成20年度より基本健康診査は特定健康診査に移行された。
		保健事業の充実 母子保健事業の充実に努めるとともに、生涯各期における各種保健事業の充実に努めます。 また町への精神障害事務移譲に伴う体制整備を図ります。	平成19年度より1歳6か月健診、3歳児健診を隔月から毎月実施している。 妊婦健康診査は平成20年度から5回分の補助を実施し、平成21年度に14回分の補助へ増加した。		生活習慣病予防の強化 若年期からの健康的な生活習慣を確立し、生活習慣病の発生予防を図るとともに、各種健診およびその事後のフォローアップの強化を図っていきます。
					健康づくり推進体制の整備 各医療機関や母子保健関係機関との連携のもと、健康づくりの専門家や地域における健康リーダーの確保・育成、ボランティア活動の支援など、健康づくり推進体制の整備を推進します。
	(2)地域医療	地域医療 身近な地域で各種の医療を受けられるように、診療体制の整備を関係機関へ要請します。 また、保健・医療・福祉の調整機能の充実に努めます。	平成17年度から年末年始休日急患診療事業を開始した。 平成19年度から介護予防口腔ケア普及事業を開始した。	(2)地域医療	地域医療体制の充実 休日や夜間急患診療における診療体制の充実をはじめ、地域・町内医療機関・広域的な大規模病院との連携を強化し、地域医療体制の充実に努めます。 また、必要な医療サービスが受けられるよう、医療情報等の周知を図ります。
					災害時医療救護体制の整備・充実 町地域防災計画に基づき、医薬品などの備蓄や医療情報の提供など災害時医療救護体制の整備・充実に努めます。
福祉	(1)地域福祉	地域福祉 保健福祉センターを拠点として、地域での福祉活動への取り組みを支援するとともに、大井町社会福祉協議会や民生委員児童委員の活動を支援します。	民生委員児童委員の定例会などにおいて、県や国で作成したパンフレットを配布するなどして、普及啓発に努めた。 平成19年度に町計画と社協の地域福祉活動計画を一体にした「大井町地域福祉プラン」を策定した。計画の進行管理委員会を開催して、進捗状況の確認を行っている。	(1)地域福祉	福祉コミュニティの形成 ノーマライゼーションの理念の普及や地域における相互扶助の精神の啓発を図りながら、地域活動の基盤となる福祉コミュニティの形成を推進します。 また、福祉・保健・医療の連携による在宅福祉の支援体制の確立や民生委員児童委員を中心とした相談体制の強化、訪問による地域課題の把握などを推進します。
					地域福祉活動計画との連携 地域福祉サービスを効果的・効率的に提供するため、町民や町社会福祉協議会、地域福祉団体との連携・協働体制を整え、「大井町地域福祉プラン(地域福祉計画・地域福祉活動計画)」を推進します。

区分	第1次実施計画		平成13～20年における主な取り組み	第4次実施計画	
	分野	施策概要		分野	施策概要
	(2)高齢者福祉	<p>相談体制の充実・在宅福祉サービスの提供 高齢者総合相談体制の充実を図るとともに、介護保険制度の利用や各種の在宅福祉サービスの提供により介護が必要な高齢者への支援に努めます。</p> <p>社会参加への支援 高齢者の豊かな経験や技能を生かして働く場を確保するため、生きがい事業団の活動を支援するとともに、老人クラブなどの地域活動を支援します。</p>	<p>平成12年の介護保険の開始に伴い、町担当課(在宅介護支援センター)が中心となって平成17年度まで、高齢者の相談や、在宅福祉サービスの提供を行った。 平成18年度より、在宅介護支援センターを廃止し、地域包括支援センターを町直営で立ち上げ、高齢者の相談窓口として高齢者の支援に努めた。 平成18年度より、生活機能が低下した高齢者を早期に発見するための生活機能評価健診を実施し、生活機能が低下した高齢者に対して必要な介護予防事業を実施した。 平成18年度より、地域包括支援センターが中心となり保健・福祉・医療の連携に努めた。</p> <p>生きがい事業団及び老人クラブへ町補助金を交付し、活動促進に付与した。 町ゲートボール大会や敬老のつどいを開催し、高齢者の社会参加の場を提供した。 平成18年より、介護予防事業を実施した。</p>	(2)高齢者福祉	<p>地域支援事業(介護予防事業)の推進 高齢者が要介護状態になることを防止するために、地域支援事業(介護予防事業)を実施します。 特に生活機能の低下している高齢者を早期に把握することに努めるとともに、効果的な介護予防事業を推進します。 また、地域包括支援センターにおいて、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。</p> <p>介護保険制度の円滑な推進 制度の円滑な運営を図るとともに、保健・医療・福祉が一体となった新たなサービスの展開や質の向上を図り、要介護状態や要支援状態の軽減や悪化防止、介護予防の充実を図ります。</p> <p>高齢者の社会参加への支援 高齢者が生きがいを持って健康で暮らせるように、地域支援事業(介護予防事業)や老人クラブ、ボランティア活動などへの社会参加を積極的に支援します。 また、経験や知識、意欲を生かした就業など、高齢者の自立と活力ある生活を支援します。</p>
	(3)障害者(児)福祉	<p>相談・訓練の充実 関係機関と連携して療育相談体制の充実を図るとともに、機能訓練などの充実に努めます。</p> <p>在宅福祉サービスの提供 関係機関と連携して各種の在宅福祉サービスの提供を図るとともに、医療費助成など家庭における介護を支援します。</p> <p>社会参加への支援 関係機関と連携して障害者雇用の機会拡大を図るとともに、地域作業所の充実に努めます。</p>	<p>足柄上郡5町で在宅心身障害児等地域訓練会(ひまわり)を実施し、登録児童に対しては基本的な生活訓練等の療育指導、保護者に対しては必要な助言を行った。</p> <p>支援費制度、障害者自立支援法など、それぞれの制度により、在宅・施設で暮らす障害者に必要なサービスが提供できるよう、適切な手続き(調査、審査会、支給決定等)を行った。</p> <p>大井町障害者地域作業所「ほほえみ」を運営委託し、週5日の作業訓練等を通じて、在宅障害者の社会参加及び自立支援を行った。 ともしびショップ「ゆう」への町補助金を交付し財政的支援を実施した。</p>	(3)障害者(児)福祉	<p>地域生活支援の充実 障害者(児)の相談に対応し、相談支援事業者などとの連携・調整など各種在宅福祉サービスの提供と、福祉・保健・医療の関係機関が連携した療育相談体制の整備・充実を推進します。 また、障害の重度化の予防や早期療育による軽減を目指し、在宅心身障害児等訓練会をととした生活訓練の充実を図ります。</p> <p>自立支援給付の充実 障害者(児)の自立した生活を支援するために、身体障害・知的障害・精神障害を持つ方に対する福祉サービスを、共通の制度により一元化し提供していきます。サービスの個別給付について、利用者が支援の必要度に応じた公平なサービスが受けられるように、審査会の意見聴取をするなど透明性を高めます。</p> <p>障害者(児)の社会参加への支援 ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者(児)に対する正しい理解と認識の普及に努め、心の隔たりを無くした社会環境を形成します。 また、企業等の理解と協力を得ながら、障害者(児)の雇用機会の拡大を促進するとともに、既存の地域作業所の充実やともしびショップ「ゆう」に対する支援を実施します。</p>

区分	第1次実施計画		平成13～20年における主な取り組み	第4次実施計画	
	分野	施策概要		分野	施策概要
	(4) 児童福祉	子育てへの支援 子育てグループの育成を図るとともに、医療費助成など子育て家庭への支援に努めます。	平成15年4月に子育て支援センターおよびファミリーサポートセンターを開設した。	(4) 児童福祉	子育てへの支援 育児相談や親子の交流の場として、子育て支援センターの健全な運営を推進するとともに、一次預かりを担うファミリーサポートセンターの充実や広報などによるPRにより支援会員の増員を図ります。 また、母親同士の交流や地域ネットワークづくりを進める「のびっこくらぶ」は、継続して事業の充実を図ります。
		保育内容の充実 乳幼児保育など多様な保育ニーズに対応した保育内容の充実を図ります。また、小学校低学年児童の放課後対策(学童保育)の充実を図ります。	平成16年度より公立保育園において一時保育を開始した。 平成17年度には民間保育所の定員を増とした。 学童保育ニーズを踏まえ、児童コミュニティクラブの入室定員を増やすとともに新たに施設を増設するなど、施設整備を行った。		保育体制・内容の充実 低年齢児の入所需要に対応し、民間保育園との連携による保育体制・内容の充実を図ります。 また、大井保育園の保育内容を第三者機関に評価委託した結果を踏まえ、より良い保育園運営を目指します。
		ひとり親家庭への支援 民生委員児童委員などによる相談体制の充実を図るとともに、医療費助成など実情に即した支援に努めます。	小児医療費助成制度の通院に対する助成年齢を、 ・平成14年度には1歳児まで ・平成15年度には2歳児まで ・平成18年度には4歳児まで ・平成20年10月からは小学校就学前までに順次拡大した。		子どもの医療、手当制度の実施 安心して子どもを産み育てられる生活を支援するために、県の補助基準を考慮し、子どもの医療、手当制度の実施を図ります。
					虐待防止対策の充実 児童虐待の防止、早期発見・早期対応、被害児童の保護など児童虐待に総合的に対応するため、福祉関係者にとどまらず医療・保健・教育・警察、民生委員児童委員などの地域住民との連携・協力体制を整備強化します。
					放課後児童の支援 保護者の就労等により、放課後留守家庭になる小学校1年生から3年生の児童を対象に、指導員が放課後の一定の時間を預かります。

区分	第1次実施計画		平成13～20年における主な取り組み	第4次実施計画	
	分野	施策概要		分野	施策概要
	(5) 社会保障・勤労者福祉	介護保険制度の円滑な推進 介護保険事業計画に基づき、事業の充実を図るとともに、介護認定等に関する相談体制の整備を推進します。	平成26年度の目標に至る中間段階として3年ごとの介護保険事業計画の見直しと平成18年度の制度改正により多様なサービスの提供ができるよう基盤整備を行い、適切で効果的なサービスの展開を図った。また、安定した介護保険事業の運営のため保険料の収納率の向上に努めるとともに介護認定等に関する相談体制の充実を図った。 < (2) へ >	(5) 社会保障・勤労者福祉	国民健康保険事業、後期高齢者(老人保健)医療事業の適切な運営 国民健康保険事業、老人保健医療事業の適切な運営 安定した国民健康保険事業の運営のため、保険料収納率の向上に努めるとともに、保険税負担のあり方について継続的に検討します。 また、老人保健医療事業の適切な運営に努めます。
		低所得者世帯への支援 民生委員児童委員と連携して相談活動の充実を図るとともに、関係機関と連携して各種援護制度による支援に努めます。	平成20年度から老人医療制度に代わる制度として後期高齢者医療制度が開始された。移行に際して、大井町では、マスコミで報道されるような混乱は生じなかった。 年々、町民の納税意識の低下が見られる中、国民健康保険税の収納率も下落し、滞納繰越額が増大しているが、徴収体制の強化や滞納処分の徹底など徴収努力に努めている。		勤労者への支援 勤労者の一時的な資金需要や住宅資金に対して、融資制度により支援します。
学校教育	(1) 幼稚園教育	町営住宅の適正な維持管理 町営住宅の役割を検討しながら、適切な維持管理に努めます。	民生委員児童委員が地域で把握している対象世帯について、町に連絡・相談してもらい、必要に応じて関係機関へ連携し、制度による支援を行った。	(1) 幼稚園教育	町営住宅の適切な運営 町営住宅を適正に管理運営します。
		3年保育体制の整備 幼児教育の充実を図るため、3歳児からの3年保育を進めます。	住宅ローンにかかる利子の一部を補給することで、勤労者の住宅取得支援を行った。(参考:平成20年度 31件 2,137,500円) 100万円を限度に通常より低利の生活資金融資を行うことで、勤労者の生活支援を行った。(参考:平成20年度新規融資 4件 3,100,000円)		3年保育体制の整備 教員の充足や教育課程の見直しを図り、3年保育を基本とした保育体制を強化するとともに、幼稚園と小学校との連携を深め、小学校教育への円滑な移行を推進します。
			各種点検や必要に応じて修繕を行うなど、町営住宅の維持管理に努めた。 空き住居について、公募・入居者判定委員会により適切に入居者を決定した。		

区分	第1次実施計画		平成13～20年における主な取り組み	第4次実施計画	
	分野	施策概要		分野	施策概要
	(2)小・中学校教育	教育課程の充実 生きる力をはぐくむ教育課程の充実を図ります。 また、職場体験などを通して、地域住民との交流を図ります。	新学習指導要領の実施・ゆとり教育、生きる力の育成、総合的な学習の時間に取り組んだ。 平成15年度から、学校2学期制へ移行、実施した。	(2)小・中学校教育	教育体制の充実 教育課程の充実を図るとともに、総合的な学習の時間などを利用して地域住民との交流を図るなど、地域との連携により、生きる力を育む教育体制を充実します。 また、いじめや不登校などの問題に対応する、教育相談体制の充実を図ります。
		情報教育の推進 社会の情報化の進展に対応した情報教育の推進を図ります。	平成14年度に学校の授業で使用されているパソコンがインターネットに接続された。 平成17年度に小学校の校内LANを整備した。		情報教育の推進 情報化社会に対応した児童・生徒を育成するため、情報教育の充実を図るとともに、情報化に対応した機器の導入を推進します。
		国際理解教育の推進 社会の国際化の進展に対応した国際理解教育の推進を図ります。	ALTの充実を図った(派遣回数増、カリキュラムの充実)。		国際教育の推進 国際化時代に対応した児童・生徒を育成するため、国際教育を推進します。
	教育相談体制の充実 いじめ問題や不登校問題に対応するため、教育相談体制の充実を図ります。	いじめや不登校などの問題に対応する教育体制の充実を図った(スクール・カウンセリング、適応指導教室の充実)。	障害児教育の充実 障害に応じた適切な教育を推進するとともに、きめ細やかな就学相談の充実を図ります。		
	障害児教育の充実 障害に応じた適切な教育を進めるとともに、就学指導相談などの充実を図ります。	平成13年度に学校介助員を導入し、その後、充実を図った。	施設の整備 老朽化、安全性の確保に対応した施設の整備・改修と適正な維持管理を推進します。		
	施設の整備 教育施設の耐震補強工事を計画的に進めます。	小・中学校校舎等の耐震補強工事を完了した。 小・中学校校舎の屋上防水工事を完了した。 小・中学校の乾式トイレへの改修を促進(幼稚園含む)した。 施設の老朽化等への対応をした(各種工事・修繕)。			
	(3)学校給食	学校給食の充実 児童・生徒の健全な発育を期して、学校給食の充実を図ります。	新学校給食センター稼動により、幼児食などの配給が可能となった。		
		施設の整備 給食センターの建替を検討します。	平成20年度から新学校給食センターを稼動(用地買収、移転・建設)した。		
社会教育	(1)青少年の育成	各種事業の充実 青少年を対象とした各種事業の充実を図ります。	「星座観察会」「野鳥観察会」「おおいゆめの里探検隊」「子ども炭焼き体験」などのおおい課外塾をはじめ、「洋上体験」「青少年野外体験活動」など青少年を対象とした事業を毎年開催し、青少年の育成活動に努めるとともに、青少年に生きる力を育む機会を提供した。	(1)青少年の育成	健全育成体制の充実 青少年の健全な育成を図るため、学校・家庭・地域が連携しながら、健全な環境づくり、非行防止活動の実施、地域教育力の向上などを推進するとともに、指導者の育成や団体活動の支援・充実を図ります。
		地域ぐるみ活動の推進 家庭教育に関する学習活動の充実を図るとともに、青少年指導員、地区青少年育成会の継続的な活動などを通して、地域ぐるみの青少年育成活動を推進します。	青少年指導員・学校・PTA等と連携して青少年夜間パトロールを実施している。青少年指導員は、子どもキャンプ・ふれあいスキー・ジュニアリーダー育成など、地区青少年育成会は地区懇談会や地域行事を開催するなど、青少年の育成活動に努めた。		健全育成事業の推進 青少年の生きる力を育むため、地域資源などを活用した様々な学習機会の充実や、青少年団体活動の支援など、健全育成事業を推進します。

区分	第1次実施計画		平成13～20年における主な取り組み	第4次実施計画	
	分野	施策概要		分野	施策概要
	(2)成人者の学習機会への支援	学習機会の提供 住民ニーズにあった学習活動の展開を図り、自主的な学習サークル活動への支援に努めます。	町民ニーズに合った講座・教室を毎年開催し、学習の機会を作り、自主活動の促進を図った。図書館システムを平成17年度に稼働させ、そうわ会館図書室と連携し、インターネット検索を行えるようにするなど利用者の利便を図った。平成18年度から中央公民館の休館日を月1回とし、利用機会を増やした。 生涯学習センター機能を検討し、町のホームページと連携して情報を提供できるように努めた。生涯学習情報誌を作成し、サークル活動や団体の情報提供に努めた。 町文化団体連絡協議会と協働により、毎年「文化祭」を開催し、日頃のサークル活動を発表する場として提供した。同協議会による「学びの広場」など自主講座や教室開催の支援を行った。	(2)学習機会の充実	学習機会の提供 生涯学習情報センターを中心としながら、様々なネットワークを構築し、子どもから高齢者まで誰もがいつでも学習できるよう、情報や場の提供を推進します。
		学習情報の提供 生涯学習情報センターを中心として、広く生涯学習情報の提供に努めます。			自主的な学習の支援 町民の多様なニーズを踏まえながら、町民による自主的な講座・教室の開催を支援・促進するとともに、各種団体の連携の強化や団体リーダーの育成、学習相談体制の強化など、活発な学習活動を支援します。
		文化活動への支援 自主的な学習サークルへの支援を図るとともに、公民館まつりなど参加型文化活動の活性化に努めます。			地域に根ざした学習環境づくり 地域の良さを学び、地域への誇りを醸成する機会や場の充実など、地域に根ざした学習の環境づくりを推進します。
	(3)高齢者の学習機会への支援	学習機会の提供 高齢者の生きがいと生活の充実を図るため、学習機会の提供に努めます。	平成17年度まで町社会福祉協議会が中心となって「生きがいほほえみ大学」を開催した。また、高齢者を含めた町民に、人権や社会教育リーダーとしての講演・研修会を開催した。 ホタル鑑賞会や竹細工教室など、自治会・各種団体と幼児・児童との交流ができるよう、毎年講座を設け開催した。	(3)文化財の保護と活用	文化財の保護 文化財を適正に保護し管理する体制づくりを推進します。
		世代間交流の充実 高齢者の経験や知識を次世代につなげるため、世代間交流の充実に努めます。			文化財の活用 町民が身近に文化財に親しめ、郷土を学び、誇りを醸成するような環境づくりを推進します。
(4)文化財の保護と活用	文化財の保護と活用 文化財の保護、継承を図るとともに、文化財の有効な活用に努めます。	指定文化財の管理者に維持管理の助成を図るとともに、おおい課外塾「語りつくおおい」「歴史探検隊」、文化財公開事業を開催するなど、文化財の保護と活用に努めた。	(4)生涯スポーツ	生涯スポーツ・レクリエーション活動の充実 町民ニーズを踏まえながら、誰でも気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの環境づくりを推進します。また、競技力の向上を目指し、各種大会への積極的な参加や、新しいスポーツクラブの創設など地域に根ざしたスポーツ環境の形成に努めます。	
(5)生涯スポーツ	生涯スポーツ活動の充実 各種スポーツ大会の開催などを通じて、各種スポーツ活動への支援を図ります。	体育協会と協働し、各種スポーツ大会を実施した。県・郡で実施される総合体育大会や駅伝大会に参加した。月1回ニュースポーツ講習会を実施し、スポーツに親しむ機会を提供した。 スポーツ施設の適切な維持管理・運営を行った。平成18年度から総合体育館及び山田総合グラウンドの休館日を月1回とし、利用機会を増やした。	(4)生涯スポーツ	スポーツ施設の有効活用 スポーツ施設を多くの町民が有効かつ効率的に利用し、町民の健康づくりへ活かせるよう、各スポーツ施設の適切な維持管理を推進するとともに、学校体育施設の開放を推進します。	
	スポーツ施設の有効活用 スポーツ施設の有効活用と適切な維持管理を図ります。				

区分	第1次実施計画	
	分野	施策概要

農業	(1) 農業	<p>農業生産基盤の整備 関係機関と連携して、優良農地の保全を図るとともに、農業用道水路など農業生産基盤の整備を推進します。 また、丘陵部においては、集落地域整備法を活用したほ場の整備などを推進します。</p> <p>環境保全型農業への対応 消費者の安全志向へ対応するとともに環境への負荷を低めるため、農薬や化学肥料の使用を少なくする栽培方法などの普及を図ります。 また、農業から生じる廃棄物についても、適切な処理とリサイクルの推進を図るよう意識啓発を図ります。</p> <p>農業振興への支援 都市近郊の有利性を生かし、市民農園の導入やイベントの開催など消費者との交流を通じた農業の振興を支援します。</p>
----	--------	--

平成13～20年における主な取り組み

<p>農業用道水路の補修を約80箇所、4排水路、1路線の改良工事を実施し、施工中の1路線を除き全て完了した。 中山間地域等農業活性化支援事業により、相和地区の遊休農地の発生を抑制及び道水路の保全を行った。 遊休農地等を使用し、都市部の小中学生の農業体験を受入れを行った。 ほ場整備事業については、 ・平成16年度に農村振興総合整備実施計画書作成 ・平成18年2月に、ほ場整備実施にむけてのアンケートを実施 ・平成18、19年度に、ほ場整備事業に不参加者の家を個別訪問 ・平成19年8月に、ほ場整備事業の計画区域等の変更説明会を開催</p> <p>平成14～16年度にかけて、町内各地区で農業環境改善講習会を開催した。 相和そ菜研究会を通じて、学校給食の食材を提供した。 町の各種イベントにおいて、農産物直売所の出張販売を行い、地産地消を推進するとともに、直売所のPRに努めた。</p> <p>都市部の小中学生の田んぼ教室や畑教室の受入れを行った。 里山ふれあい祭を実施し、都市部の住民を中心に、多くの方にご参加いただいた。</p>

第4次実施計画	
分野	施策概要

(1) 農業	<p>農業環境の保全と整備 農村振興基本計画に基づき、地形的な特性や自然環境に配慮しつつ、雨水排水施設などの都市基盤整備とあわせた農業用道水路など農業生産基盤の整備を推進します。 また、担い手の支援対策や遊休農地解消対策などを推進します。</p> <p>安全な農産物の生産 食の安全への意識の高まりを踏まえ、環境にやさしい農業による安全な農産物の生産を推進します。 また、生産・流通・販売の一貫した体制づくりや農産物のブランド化による販売力の向上を支援するほか、地産地消を推進します。</p> <p>都市と農村交流による農業の活性化 都市部と農村部の住民が、農業をとおした様々な交流を図ることにより、農業の活性化を推進します。 また、交流の基本的な資源となる様々な農村文化資源や里山などの農村の原風景・景観を保全し、その活用を推進します。</p>
--------	--

商業・工業	(1) 商業・工業	<p>商業振興への支援 国道255号沿いなど地区にふさわしい商業地の形成に向け、誘導策の研究を進めます。 また関係機関と連携を図り、地元商店・企業の活性化や経営改善を促進します。</p> <p>企業誘致の推進 既に予定されている民間企業の丘陵地への進出を促進するとともに、酒匂川左岸縦貫道路の沿道については、新たな工業用地の選定など景観に配慮しつつ企業誘致の環境整備に努めます。</p>
-------	-----------	---

<p>大井町商工振興会が主体となって行うひょうたん祭運営への協力を行った。 ひょうたんカード事業への支援も行っている。 足柄上商工会が平成19年に国の補助を受けて開発した本町のひょうたんにちなんだ特産品をイベントやパンフレットへの記載等を通じ対外的に広くPRした。</p> <p>2社の進出予定の内、1社については平成15年度に創業を開始した。残りの1社については、進出を断念し町に対し土地の寄附となった。 酒匂川縦貫道路沿いについては、都市マスタープランにおいて産業系土地利用の誘導を図ることとした。 相互台地区の企業用地については、環境の保全に配慮しながら、計画的にふさわしい用途への転換を図る。</p>
--

(2) 商業・工業	<p>独自の商業サービスの提供 地域に密着し町民の視点に立った身近な商業サービスの提供のため、様々な事業の展開や地域商業を支える関連団体へ支援を推進します。</p> <p>ふれあいと交流による活力の創造 様々な集客イベントによるふれあい・交流や各種団体の参画・連携による取り組みをとおして、産業の活性化を図ります。</p> <p>優良企業の立地誘導 住民ニーズや先端産業の誘致によるイメージアップ効果を踏まえ、景観や環境に配慮した優良企業の立地誘導を図ります。</p> <p>地域社会との交流・貢献の促進 地域のイベント等へ積極的な参加など、地域社会に密着し、地元住民と積極的に交流し貢献する企業の育成を推進します。</p>
-----------	--

区分	第1次実施計画	
	分野	施策概要

観光	(1)観光	<p>観光資源の整備 既存のハイキングコースの整備・充実を図るとともに、「いこいの村あしがら」周辺などに新たなルートの整備を推進します。</p>
		<p>観光イベントの開催 観光農業まつりなど「いこいの村あしがら」周辺で農業と連携したイベントを開催し、町のPRに努めます。</p>

平成13～20年における主な取り組み

<p>町内のハイキングコースについては、公衆トイレ及び道標の設置を行い、コースの充実を図った。本町・秦野市・中井町・松田町において組織された「1市3町広域行政推進協議会」に平成19年度「ハイキングコース広域化検討専門部会」を設置し、広域コースの検討を行った。</p> <p>「いこいの里・相和」整備については、 ・平成15年に「おおいゆめの里」基本計画策定。 ・平成16年に基本設計の策定。 ・平成17年に実施設計作成。花木園2整備。 ・平成18年に花木園1造成工事。花木園3整地工事。 ・平成19年に管理棟実施設計作成。 ・山林間伐整備委託（～平成20年）。平成20年に花木園管理委託。散策路等整備工事。町道517号線道路測量修正委託を行った。</p> <p>「酒匂川沿い散策路・せせらぎ事業」については、 ・平成14年に基本計画策定。 ・平成15年に実施計画策定。 ・平成17年に地域用水整備工事設計委託、地域用水整備工事（～平成20年）。駐車場整備。 ・平成18年に公衆便所整備。菖蒲園駐車場整備工事（～平成19年）。 ・平成20年に地域用水整備工事設計修正委託。水辺の広場整備工事測量委託、水辺の広場整備工事設計委託を行った。</p> <p>平成13～15年にいこいの村野外ステージをメイン会場として「観光農業まつり」や「秋の里山めぐり」を開催した。 8月に大井よさこいひょうたん祭、1月に大井町産業まつり、3月に菜の花まつりを開催している。 平成15年より6・7月に酒匂川鮎釣りトーナメントを開催している。</p>

第4次実施計画	
分野	施策概要

(3)観光	<p>観光の場と仕組みづくり 観光の振興を図るため、自然や歴史・風土などの地域資源を活用した観光拠点や周辺市町と連携した観光ネットワークの整備を推進します。 また、各種団体の育成や連携の強化を図りながら、様々な情報やイベントを総合的にプロデュースする体制づくりを推進します。</p>
	<p>地域活力の創造 様々なイベントの開催により都市住民をはじめとした様々な交流や、情報発信・町のPRを行うことにより、地域活力の創造を図ります。 また、地域に根付いた農業体験ツアーの実施などにより、町民の地域産業への理解を深め、郷土愛の増進に努めます。</p>

地域社会	(1)地域活動	<p>地域活動への支援 地域防災活動、地域福祉活動、地域美化活動など自治会を中心とした地域づくりへの取り組みを支援します。</p>
		<p>地区集会施設の整備 地域活動の拠点として、地域住民とともに地区の集会施設の整備を図ります。</p>
		<p>イベントづくりへの支援 まちのシンボルである「ひょうたん」や町の花「すいせん」を利用した、町民参加によるイベントづくりなどを支援することにより、地域の連帯感の醸成に努めます。</p>

<p>地域コミュニティ推進のために、自治会に経済的支援を行った。 定例的に自治会長会議を開催し、町と自治会の連絡調整のほか、自治会相互の情報交換など、親睦や連携に役立てている。 毎年自治会長視察研修を実施し、地域のリーダー育成に努めた。</p> <p>老朽化が目立った篠窪児童館を平成19年度に篠窪自治会館として立替を行った。 集会施設の維持管理に関して、修繕等の要望があった自治会に対して補助要綱に基づき補助金を交付した。</p> <p>多くの自治会が踊りのチームを作り、町最大のイベントたる「ひょうたん祭」に参加いただいた。長期間に渡る踊りの練習を通じ、地域の連帯感が育まれた。</p>

(1)地域活動	<p>地域活動の支援 相互扶助の意識に基づきながら、地域の特性を活かした自治組織の育成や連携の強化を図るとともに地域活動への参加を促し、住民福祉の増進と地域コミュニティの形成を推進します。</p>
	<p>地域活動の拠点づくり 地域活動の拠点となる集会施設などの整備・建替えなどを支援します。</p>

区分	第1次実施計画	
	分野	施策概要
	(2)人権・男女共同参画社会	<p>人権の尊重 一人ひとりの人権が尊重され、差別を許さない社会の実現に向けた意識啓発を推進します。</p>
		<p>男女共同参画社会の実現 男女共同参画社会の形成を促進するため、女性プランを策定します。 また、各種審議会などへの女性の積極的な参加を推進します。</p>

平成13～20年における主な取り組み
<p>総合相談を毎年6回開催し、人権問題を含むあらゆる町民の相談を行っている。また、相談日以外でも職員による相談体制を整えている。 人権に関する啓発記事を毎年定期的に町広報に掲載するとともに、街頭啓発を行い、町民の人権意識の高揚に努めている。 人権週間に合わせて、「人権を考えるつどい」を開催し、町民の人権に関する理解及び普及啓発を図った。</p>
<p>平成13年度に「男女共同参画プラン」を策定し、平成18年度には、町民意識調査を行った。 平成17年から11月を啓発月間とし、毎年11月に男女共同参画講演会の開催と啓発用リーフレットの全戸配布を行っている。</p>

分野	第4次実施計画	
	施策概要	
(2) 平等な社会の形成	<p>人権の尊重 町民に対する人権意識の普及啓発を進めながら、人権侵害などに関する相談窓口などの人権擁護体制の整備や人権同和教育を推進し、人権を尊重した社会を形成します。</p>	
	<p>男女共同参画社会の推進 多様なメディアやイベントをとあわせて男女共同参画への意識の啓発を図るとともに、女性の積極的な登用や保育体制の充実などにより、女性の社会参画を促進し、男女共同参画社会を形成します。 また、広報などを活用し、女性に対する暴力を根絶するための意識の啓発を推進します。</p>	
	<p>ユニバーサルデザインの推進 障害の有無や年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、誰にでも隔たりがなく、気持ちよく、やさしい社会を形成していくため、全ての分野におけるユニバーサルデザインの理念の普及、啓発、実践を進めます。</p>	

町政への町民参加	(1) 広報・広聴	<p>広報活動の充実 町民にわかりやすい広報紙づくりに努めるとともに、インターネットを活用するなど町政についての広報活動の拡充を図ります。</p> <p>広聴活動の充実 町政懇話会の開催などにより、幅広く町民の意識や要望の把握に努めます。 また、町民の意見や要望を町政に的確に反映するよう努めます。</p>
	(2) 情報公開	<p>情報公開 開かれた町政をめざして情報公開制度の推進を図ります。</p>

<p>平成14年度から広報紙の表紙と裏をカラー印刷とし、また、ページ数の増量など、見やすい紙面と内容の充実に努めている。 町民参加の広報作りとして、まちかどレポーターを平成16年度から導入した。 ホームページについては、平成13年度から導入し、平成20年度には全面リニューアルを行い、見易さの改善と発信情報量の増大を図った。</p>
<p>毎年、各地域に出向き町政懇話会を開催し、できるだけ多くの町民の参加を得るため、開催場所や時間を変えるなど、幅広い町民の意見や要望の把握に努めた。 平成16年度から「わたしの提案・意見」箱を設置し、まちづくりの参考として活用した。 パブリックコメント実施要綱を平成21年3月に策定し、平成21年度から適用し、町の政策・施策等に町民の意見を反映させる手続きを定めた。</p>
<p>平成14年1月1日に大井町情報公開審査会を設置した。審査会は、異議申立が提出された場合や条例改正を行う場合などに随時開催している。 平成14年4月1日に大井町情報公開条例を施行し、平成14年4月に情報公開コーナーを創設した。 平成15年4月1日、平成19年10月1日、平成21年4月1日に同条例を改正した。 平成18年10月から情報公開コーナー配架文書目録をホームページ上に掲載した。</p>
<p>平成19～20年度に、「(仮)大井町自治基本条例策定会議」を14回開催し、町の自治の基本方針や、町民、議会、町が協働してまちづくりを進めていくための基本的なルールを定める「大井町自治基本条例」を策定した。</p>

(1) 情報の共有	<p>積極的な情報の提供 広報紙や町ホームページの充実により、町民への積極的な情報提供を推進します。 また、新聞やコミュニティ紙に対して、迅速かつ正確に行政情報を提供できる庁内体制づくりを図ります。</p>
	<p>町民ニーズの適正な把握 懇話会の開催や「わたしの提案・意見」制度の充実及びパブリック・コメント制度の水準にしたいがい、幅広い層からの町民ニーズの適正な把握に努めます。</p>
	<p>情報公開の推進 個人情報の保護に配慮するとともに、情報公開条例に基づきながら、公文書の適正管理や公開を推進し、町民と行政における情報の共有化や透明性・公開性を高めていきます。</p>
(2) まちづくりへの町民参加	<p>まちづくりへの町民参加の推進 まちづくりへの町民の参加・参画は、自治を実現する上で必要不可欠です。 将来にわたって誰もが安心して暮らせるまちにしていけるために、町民と行政とが一体となって、それぞれの役割分担のもと、協働してまちづくりを進めていきます。</p>

区分	第1次実施計画		平成13～20年における主な取り組み	第4次実施計画	
	分野	施策概要		分野	施策概要
計画の推進にあたって	(1)行政運営	行政改革の推進 行政改革大綱に基づき、行政改革を推進し、一層の地方分権に対応した行政システムを整備します。	平成13、18、20年と適宜、機構改革を実施した。平成15年度から行政評価システムを研究・構築し、平成21年度に全事務事業の評価を実施した。平成17年度から5年間を期間とする「集中改革プラン」を策定し、平成20年度までに339百万円の効果を得た。平成13年度から人事評価システムの研究を進め、平成15年度に「大井町人事評価システム策定委員会」及び「同作業部会」を設置し、平成16年度から段階的に施行している。	(1)行政運営	行政改革の推進 行政事務の改善や事務事業の効率化、組織機構の適正化などの行政改革を推進し、地方分権に対応した柔軟で効率的な行政運営を行います。
		計画的な財政運営 限られた財源の効果的な活用を図り、緊急度、必要度の高い事業への重点的な配分など計画的な財政運営に努めます。	平成14年度決算からバランスシートを作成し、財政分析を行っている。平成14年度および17年度に財政計画(3ヵ年)を作成した。		計画的な財政運営 計画的な財政運営の指針となる財政計画に基づきながら、財源の安定確保や投資的経費の計画的な配分、財政構造の健全化を推進し、健全で安定した財政運営に努めます。
		財源の確保 町税収入など自主財源の確保に努めます。	法定受託事務により公平かつ適正に賦課を行っている。税の公平性を図るために、延滞金、督促手数料の徴収、及び滞納処分等を行っている。平成14年4月と平成19年4月に町民税法人税割の超過課税(不均一課税)を継続した。平成17年度から入湯税の課税を開始した。平成19年に所得税から個人住民税に税源移譲を円滑に実施した。		財源の確保 地方分権とともに大幅に地方に移譲される個人住民税をはじめとする町税について、適正な課税に努めるとともに、徴収に努めます。また、新たな財源の研究を行います。
			町からの要望等により、平成17年度に町内に光ファイバー網が整備された。	(2)情報化の推進	情報化推進計画の推進 情報化推進計画に基づき、各種事業の適切な推進を図るとともに、地域における多様な情報基盤の整備・活用や町民団体との連携の強化など、きめ細かな行政情報の提供や地域情報を収集・発信するしくみや体制づくりに取り組みます。
			平成13年に庁内LANを整備し、グループウェアによるメールサービス、掲示板、施設予約サービスを開始した。平成14年度に概ね町職員一人に一台のパソコンを配備した。		行政事務の電子化の推進 町民サービスの向上、行政コストの縮減、職員相互の情報の共有化による庁内意思決定の迅速化など、電子自治体の実現に向けて、引き続き行政事務の電子化に取り組めます。
			平成15年度に総合行政ネットワーク(LGWAN)を整備し、県下(一部除く)で共同システム事業(電子申請、電子入札)を立ち上げ、町も参加している。		総合行政ネットワークシステム(LGWAN)の運用 総合行政ネットワーク(LGWAN)など適切な運用により、行政手続きの簡素化や利便性の向上など、行政サービスの向上を図ります。
			平成16年より総務省の通達により情報セキュリティポリシーを作成し、その規定に沿って職員研修や内部監査を実施している。		情報セキュリティポリシーの運用と充実 「安全・安心なまちづくり」に向けて、町が保有する情報資産を適切に保護するため、「情報セキュリティポリシー」の運用と充実を図ります。
	(2)広域行政	広域行政 多様化、広域化する行政需要に対応し、また効率的に事務を処理するため、近隣市町と連携して広域行政の推進を図ります。	平成18年度には酒匂川流域の2市5町で「あしがら広域圏ネットワーク」を圏域住民の一体感を目的に組織した。平成19年2月に県西地域2市8町で「県西地域合併検討会」を設立し、2市8町の枠組みで合併した場合の課題の整理や、新たなまちづくりの可能性や将来の都市像を検討しながら平成22年3月末までに合併の方向性を示していく。	(1)広域行政	広域行政体制の充実 一部事務組合の共同運営を継続的に進めるとともに、増大する広域行政課題に適切に対処するため、近隣市町との連携・調整を図り、広域行政体制の充実に努めます。